

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 30 年 2 月 28 日 (水)

開会 13 時 38 分

閉会 14 時 50 分

2. 場所 第 1 委員会室

3. 付議事件

①二宮町空家等対策協議会条例の制定について (町長提出議案第 2 号)

②二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 5 号)

③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 6 号)

④二宮町都市公園条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 19 号)

⑤二宮町手数料条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 8 号)

⑥二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第 21 号)

※議事の都合により、上記の順序で審査を行った。

4. 出席者 野地委員長、善波副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、柳川委員
二見議長

執行者側 ①町長、副町長、政策総務部長、政策担当参事、企画政策課長、戦略推進班長

②③町長、副町長、政策総務部長、総務課長・庶務人事班長

④町長、副町長、都市部長、都市整備課長、公園緑地班長

⑤⑥町長、副町長、消防長、消防本部参事兼消防課長、予防班長、庶務班副主幹

傍聴議員 7 名

一般傍聴者 1 名

5. 経過

①二宮町空家等対策協議会条例の制定について (議案第 2 号)

<補足説明>

なし

<質疑>

桑原

空家発生による二宮町の諸問題の実例と、想定される問題点を空家等対策協議会で対処するのか、又はその協議会に対するメリットは何か。

戦略推進班長

町の空家に対する諸問題になるが、今回平成 29 年度に空家対策計画というのを策定することになっている。その中で目的を定めてい

るが、全国的に人口減少が進んでいると、それについては二宮町でも同じような現象が進むということで、人口問題とともに空家問題も深刻化していくということで規定している。空家が深刻な状態になる前に、予防という観点を持って、対策を講じていこうということで位置づけている。各専門家団体に協議会の委員になっていただいて、その協力のもと、二宮町の空家対策について推進していきたいと考えている。

桑原 1月22日の神奈川新聞によると、団地の空き部屋を利用して老人ホームや子育て施設に対して転用支援の改修費3分の2を補助する制度を、国土交通省が2018年に導入するということである。協議会ではどのようにとらえるのか。

戦略推進班長 二宮町の空家対策計画を作る際に、戸建ての空家を対象としている。今回発足させていただく予定の協議会についても、戸建て空家を中心に協議を行っていく。国においても、戸建てを活用した老人サービス施設などに補助が出ることになっているが、これについては、来年度以降、協議会の中でも検討のひとつとしていきたい。

善波 協議会はこの二宮の規模で、何人で構成するのか。

戦略推進班長 現在のところ、15名以内となっているが、15名で考えている。

二宮 費用弁償のところだが、改正前と改正後で、3種類に分かれているが、その15人の方は、この費用弁償の3段階に全部分けるとなると、15人かける費用弁償ということになるのか。

戦略推進班長 第3条第2項第3号の関係行政機関の職員に該当する人には支給されない。

二宮 具体的にどういった人を指すのか。

戦略推進班長 県の住宅計画課の職員、つまり県職員。あと、法務局の職員である。あと地方住宅供給公社についても報酬は無い。

二宮 すると15人の中には、必ずこのような人たちが入ってくるのか。

戦略推進班長 条例を認めていただいたのち、参画ということで依頼していきたいと考えている。

柳川 空家の委員は3つに分かれているが、報酬をこの区分にした理由は。

戦略推進班長 今回、附則で定めているが、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の方に、先例で各委員会が設置されているので、これらを参考に設定した。

柳川 委員会があって、委員長や座長のポジションに就いたことによって、この報酬も違ってくるのかと思ったが、そのような解釈ではないということか。

戦略推進班長 他の委員会の報酬を参考に設定させていただいたところであるが、今回、大学教授、弁護士が 10,000 円となっているが、このかたたちが、会の統括を担うべき職種であるのかなと考えているので、高い設定となっている。

杉崎 よく分からないのだが、「協議会を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。」これは定めて終わりということなのか、協議会の役目が書いていない。執行者側に意見具申をするのか、この文言だけでは役目が何かよく分からない。第 2 条も「実施に関すること」とかそんな表現ばかりなので、「関すること」を協議してどうするのかがよく分からない。協議して終わりなのか。

戦略推進班長 第 1 条については、条例で協議会を定めるよという趣旨、第 2 条の所掌事務で作成変更並びに実施に関することとなっているが、第 2 号においても、空家対策の推進に関することとなっているので、今回策定する空家対策について、この協議会で協議を行いつつ、各種専門家団体とともに推進していくということである。

杉崎 せっかく協議会を作ってやるのだから、執行者側も言う通りやりましようとか、できませんとか、実のあるものでなくてはいけない。実施ということは、この協議会でやれるよということか。

企画政策課長 第 3 条のところに「組織等」があって、委員には町長のほか、ということで、町長もこの協議会に入ってくる。当然、町が進めていくこの空家対策、町長が推進していくわけだが、この協議会と協議しながら町と共にやっていくということである。

杉崎 それでは確認するが、協議会の考えは、イコール町の考えということによろしいか。

企画政策課長 その通りである。

休憩 13 時 50 分
(傍聴議員の質疑：渡辺、添田、根岸 各議員)
再会 14 時 05 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長 それでは議案第 2 号を採決する。議案第 2 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 2 号は可決と決定する。
以上で議案第 2 号の審査を終了する。

②二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(議案第 5 号)

<補足説明>

なし

<質疑>

桑原

資料 3 の 2 枚目、第 8 条第 2 項、「6 月に支給する場合には」が改正前、改正後は「6 月に支給する場合には」となっているが、前ページでは改正後も改正前も「6 月に支給する場合には」となっている。この差は何か。

庶務人事班長

次の議案第 6 号「職員の給与に関する条例」にも関連してくるのだが、そこでこの箇所を改正しているのだが、そちらが 2 回目の改正ということで、30 年 4 月 1 日付の改正で、「においては」を「には」に改正している。それに乗じて、当該条例からこの条文を引用しているので、このように改正しているということである。

桑原

第 8 条の第 2 項は資料の 1 枚目では変わっていないが、これはどうということなのか。

庶務人事班長

給与条例の方も公布の日から施行するというのが第 1 段階目の改正。第 2 段階目の改正が、平成 30 年 4 月 1 日から施行するというので、その第 2 段階目の改正において、「においては」を「には」に改正する。よって、そちらと連動する形になるので、こちらの条例の新旧対照表の 1 枚目では、従前の通り「においては」となる。

桑原

理解できないので、もう一度説明してもらいたい。

庶務人事班長

給与条例の引用なので、第 1 回目の給与条例の改正では、この箇所は改正していない状態。4 月 1 日の時点で改正をかける際に、「には」という表現に変える。給与条例の新旧対照表、資料 4 を参照していただきたい。その 1 枚目の第 1 条関係では、第 15 条第 2 項は改正していない状況にある。分かりづらくて申し訳ないが、最後のページで、こちらが第 2 条関係の改正ということで、この中で給与条例の第 15 条第 2 項で、「においては」を「には」に改正する。これが 4 月 1 日付の改正である。これをふまえて、任期付の条例について、第 2 条関係は 4 月 1 日から施行させていただくということで、その部分で「においては」を「には」という表現に改めるということである。

桑原

段階的に改正するというので理解した。要望ということで、分かりやすく引用してほしい。

杉崎

附則第 2 項で「第 7 条第 1 項の規定は平成 29 年 4 月 1 日から」ということは、すでに払ってあって、遡ってということになるのか。ど

この法律でそれができるのかということをお願いしたい。

庶務人事班長　　この条例の上というわけではないが、国の方に同じような法律があり、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律というのがある。そちらの方でも、今回、町の条例と同じように遡り改正をしている。給料表自体は変えさせていただくが、適用については4月1日から遡ってお願いをするということ。

杉崎　　遡れるのは1年前が限度なのか、差額はいつ、どのように支払われるのか。

庶務人事班長　　遡りはここで規定した通り、平成29年4月1日から適用で、その前については無い。要は会計年度ということ。差額支給ということで、職員も同様だが、3月の給料日に差額の支給を行う。

杉崎　　公布の日というのはいつなのかわからないが、3月中に差額を払うということか。

庶務人事班長　　ご指摘の通りで、昨年4月から今年の2月分までの差額を3月に支払うということ。

二見　　現在、特定任期付職員の職種は、何名か、改正による影響額は。

庶務人事班長　　町に在籍者は無い。これに該当する職種は、高度な専門的知識を持っている方で、例えば弁護士であるとか、公認会計士のような方を採用した際にはこの条例が適用される。

休憩 14時16分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 14時16分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第5号を採決する。議案第5号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第5号は可決と決定する。以上で議案第5号の審査を終了する。

③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第6号）

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

なし

休憩 14時18分
(傍聴議員の質疑：なし)
再会 14時18分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第6号を採決する。議案第6号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第6号は可決と決定する。以上で議案第6号の審査を終了する。

④二宮町都市公園条例の一部を改正する条例（議案第19号）

＜補足説明＞

都市部長

改正点は2点で、一つ目は有料公園施設であるローラーすべり台を無料にすること。二つ目は都市公園内に整備する運動施設の割合を新たに定めるもの。特に2番目の運動施設の割合、運動施設率について、公園緑地班長より説明する。

公園緑地班長

変更点の一つ目として、吾妻山公園のローラーすべり台の使用料を無料化にするもの。二つ目として、平成29年6月15日に都市公園法施行令が一部改正されたことにより、これまで政令で定められていた都市公園内に整備できる運動施設の割合を、地域の実情に応じて、政令の基準を参酌して条例を定めることになったため、新たに運動施設率を定めるもの。イメージとして、平塚の総合公園は、野球場やプール、体育館などが整備されているが、公園の面積に対して、野球場や体育館などの運動施設の総面積が50%を超えてはならないと、都市公園法施行令で定められていた。しかし、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際に、その敷地面積が増加する場合や、国際基準に対応するための改修により、敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じていることから、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例で定めれば、公園の面積の50%を超えても構わないこととなった。そもそも、運動施設とは、野球場や陸上競技場、サッカー場などの構造物のことを指しており、例えば緑が丘の運動公園は、多目的広場に防球ネットを設置しているだけなので、運動施設にはならない。当町では、運動施設がある都市公園は、袖が浦公園にある袖が浦プールぐらいであり、運動施設率は12.2%と低く、政令と異なる内容の地域的な特殊性は認められないことから、政令と同内容の基準の100分の50が妥当であると判断し、運動施設率を決めさせていただいた。

＜質疑＞

なし

休憩 14時24分

(傍聴議員の質疑：露木、添田各議員)

再会 14時30分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第19号を採決する。議案第19号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第19号は可決と決定する。以上で議案第19号の審査を終了する。

暫時休憩

休憩 14時30分

再会 14時38分

⑤二宮町手数料条例の一部を改正する条例（議案第8号）

<補足説明>

なし

<質疑>

柳川

現実的には値上げということで、これは条例ということだが、消防法の中の全国統一の金額ということで良いのか。

予防班長

消防法に基づく危険物の設置、あるいは変更等の許可を市町村長がするわけだが、その際に全国的な統一性を図るために政令で金額を定めてやって下さいということである。

桑原

この手数料の幅というのは、人件費の格差ということか。

予防班長

人件費というところよりも、人がかける時間が増えているということ。人件費かける所要時間が増えているというところが一つ。それと備品費が高騰しているということ。これは審査件数が減少しているということで、1件あたりの備品の付加価値が高まっているという説明になっている。

休憩 14時40分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 14時40分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第8号を採決する。議案第8号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第8号は可決と決定する。以上で議案

⑥二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（議案第21号）

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

柳川

改正前に障がいの関係で死亡されたかた、殉職ということになるが、それは別として、障がいが残ったときの補償の金額が出ているが、その上限ということになると、日数なのか、金額でくるのか。保険とか共済だと、傷害保険というといくらがんばっても、最大1年だとか、これ以上でないという上限が決められている。これについてはそういう上限はあるのか。

消防本部参事兼消防課長　今回改正しているところは、何か障がいを受けて、補償する際に、月額としていくら支給するかという元となっている額を今回定めたもの。支給を受ける、亡くなれば遺族だが、そのかたたちが生存している間は、そういう補償を受けられるということ。

柳川

遺族、つまり伴侶と子どもが生存している限りということで、月額で来ると。負傷の場合はどうなのか。

消防本部参事兼消防課長　もちろん高度障害もありうるので、それに伴う額が算出されれば、その額で補償される。

桑原

被用者年金制度の一元化という理解で良いのか。

消防本部参事兼消防課長　これは給与法の改正によるもので、扶養手当の支給額が子どもに対して年々手厚くなってきている額をもとに、補償額が算出されている根拠となっているので、それに伴う改正である。年金とは違う。

杉崎

第5条は、改正前は別表も付いた形で規定されているが、改正後は政令が定める別表とあるが、どうなっているのか。

庶務班副主幹

第5条は、政令に委任する規定となっている。政令を見て下さいというもの。今までも、政令と同じ内容が条例に記載されていたので、今回の改正によって、政令改正を追いかけて条例改正する必要がなくなった。対象のかたに遡及適用といった事態は無くなる。

杉崎

政令が変わると、数値も自動的に変わるということで理解した。改正前にある数値は生きているという解釈で良いか。

庶務班副主幹

お見込の通り。

休憩　14時48分

（傍聴議員の質疑：添田議員）

再会 14 時 49 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

それでは議案第 21 号を採決する。議案第 21 号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 21 号は可決と決定する。以上で議案第 21 号の審査を終了する。

閉会 14 時 50 分